

第7回山梨県高等学校審議会

日 時 平成24年6月25日（月）

場 所 県庁本館 特別会議室

山 梨 県 教 育 委 員 会

審 議 会 次 第

委員の辞職に伴う委嘱・任命式

- 1 開 会
- 2 委嘱状・任命状の交付
- 3 教育委員長あいさつ
- 4 委員の自己紹介
- 5 閉 会

第 7 回 審 議 会

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 審議内容及び日程
 - (2) 公立高等学校入学者選抜制度の概要
- 4 閉 会

山梨県高等学校審議会委員名簿

	氏 名	役 職 等	備考
新任	赤岡 直人	山梨県公立小中学校長会会長	
	石川 恵	弁護士	
	小田切 禎子	社会福祉法人千歳会 特別養護老人ホーム花菱荘施設長	
新任	乙黒 泰樹	公益社団法人日本青年会議所 関東地区山梨ブロック協議会会長	
	岸本 千恵	NPO法人山梨県ボランティア協会事務局長	
	櫛 謙 一	前山梨県PTA協議会会長	
新任	窪島 紀人	山梨県高等学校長協会会長	
	河野 木綿子	前山梨県高等学校PTA連合会副会長	
	興水 豊	山梨県都市教育長会会長	
	五味 武彦	公立大学法人山梨県立大学理事	副会長
新任	斉藤 至	山梨県公立小中学校長会副会長	
	清水 學	山梨県市町村教育委員会連合会会長	
	清水 義富	駿台甲府高等学校PTA副会長	
	寺崎 弘昭	国立大学法人山梨大学大学院教授	会長
	野村千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
	原 功三	東京エレクトロン山梨株式会社顧問	
	山口 博伸	駿台甲府学園教育顧問	
	依田 正司	山梨県中小企業団体中央会常務理事	

山梨県高等学校審議会会長 殿

山梨県教育委員会

諮 問

本県における高等学校に係る教育制度等の改善に関し、山梨県附属機関の設置に関する条例第2条第2項の規定により設置されている貴審議会に、次の事項について意見を求めます。

- 1 中高一貫教育の必要性・方向性について
- 2 公立高等学校入学者選抜制度の検証について

諮 問 の 理 由

近年、教育を取り巻く環境の変化は著しく、児童生徒及び保護者の教育に対するニーズの多様化も進んでいます。特に、中等教育においては、生徒の学力や体力の低下、意識の変容、不登校等の課題に加え、進路希望等が多様化してきています。

こうした中で、県教育委員会では、第10次入学者選抜制度審議会の答申に基づき、平成19年度入学者選抜から全県一学区制及び自己推薦による前期募集を導入し、入学者選抜制度の改善を行うとともに、平成21年10月には、「県立高等学校整備基本構想」を策定し、生徒減少期における『魅力と活力ある高校づくり』の指針を示し、これを基に高校改革を推進して参りました。

『中高一貫教育』に関しては、「県立高等学校整備基本構想」において、『本県の目指す中高一貫教育の方向性を明確にし、設置の必要性を基本から洗い直した上で、設置場所、設置時期、設置形態等について早期に検討を進める』としたことから、平成22年6月に「中高一貫教育庁内検討委員会」を設置し、課題等を整理してきたところです。

また、新たな入学者選抜制度については、平成23年度入試の実施で導入から5年が経過し、制度が浸透し定着してきているものの、導入後の成果や課題、前期募集の在り方等について検証する必要性が生じており、高等学校入学者選抜方法庁内検討委員会において、課題の整理を進めて参りました。

これらの課題は、中学校と高等学校の接続に関わるもので、現行制度を大幅に変更する可能性があることから、貴審議会に意見を求める必要があるものと判断いたしました。

つきましては、ここに山梨県高等学校審議会を開催し、本県の高等学校の教育制度等の改善を図るためご審議いただきたく、諮問するものです。

なお、諮問事項のうち、「中高一貫教育の必要性・方向性について」は、平成23年度内に中間答申をいただけますようお願いいたします。

○山梨県附属機関の設置に関する条例（抜粋）

昭和六十年三月二十九日

山梨県条例第三号

（趣旨）

第一条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（附属機関の設置及び担当事務）

第二条 知事の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県高等学校審議会

3 前二項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第一の担当事務欄に掲げるとおりとする。

（組織）

第四条 附属機関は、別表第一、別表第二及び別表第三の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。

2 委員は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。

3 委員の任期は、別表第一、別表第二、別表第三及び別表第四の委員の任期欄に掲げるとおりとする。

4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。

5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。

（会長等）

第五条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会等)

第七条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第一(第二条、第四条関係)

二 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県高等学校審議会	次に掲げる事項に関する調査審議及び答申に関する事務 一 高等学校の教育制度（中学校と高等学校との連携を含む。）に関する事項 二 高等学校の入学者選抜制度に関する事項 三 その他高等学校に関する重要事項	十八人以内	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	二年

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（抜粋）

昭和六十年三月二十九日
山梨県教育委員会規則第十一号

（趣旨）

第一条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第四条 条例第五条第一項の規定により、附属機関に会長及び副会長一人を置く。

（定足数の特例）

第五条 条例第六条第二項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

附属機関	定足数
山梨県高等学校審議会	過半数

（庶務）

第十三条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。

附属機関	所属
山梨県高等学校審議会	高校教育課

（委任）

第十四条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

(1) 平成24年度高等学校審議会の内容と日程 (案)

開催時期	会 議	内 容
6月25日	第7回審議会	○ 審議内容と日程 ○ 公立高等学校入学者選抜制度の概要
8月	第8回審議会	○ 公立高等学校入学者選抜制度の検証 ・全県一学区制のねらいについて ・第10次入選審答申において予想された課題について ① 過度の受験競争の発生 ② 高校の序列化の発生 ③ 特定校への志願者集中
9月	第9回審議会	○ 公立高等学校入学者選抜制度の見直し
10月	第10回審議会	○ 公立高等学校入学者選抜制度の見直し
11月	第11回審議会	○ 公立高等学校入学者選抜制度の検証のまとめ
12月	答 申	○ 答申の提出

(2) 公立高等学校入学者選抜制度の概要

本県の公立高等学校入学者選抜制度の経緯

年	国の情勢	本県の情勢	
		教育・入試制度	入試内容
昭和 23 年	○文部省局長通達 「志願者全員入学の理想」 「定員超過の場合選抜実施」	○学制改革→普通科 19 校設置	○中学校からの報告書で選抜 (進学適性検査含む)
昭和 26 年	○文部省局長通達 「例外的に学力検査認める」	高等学校通学区域に関する規則 ・普通学区 11 【資料1】 (小学区 9・中学区 2・複合地域 8) ・職業学区 6(複合地域 6)	
昭和 29 年	○文部省局長通達 「定員超過の場合は学力検査」 「学力検査は中学校の必修教科全体が望ましい」	※小学区 (1学区1校) ※中学区 (1学区 2~6 校) ※大学区 (1学区7校以上) ※複合学区 1学区に所属させることが困難な市町村	
昭和 30 年	第一次ベビーブームによる高校入学年齢人口の急増 山梨県の高校進学率 昭和 30 年…55.9% 昭和 35 年…61.3%		○学力試験導入 ・9教科で実施 ・1 時限 70 分で 2 教科 ・2日間で行う
昭和 38 年	○文部省局長通達 「高校進学適格者を明確に」 「学力検査は都道府県教育委員会が一斉に行う」	山梨県の高校進学率 昭和 39 年に 70%突破	
昭和 41 年	○文部省局長通達 「都道府県に主体性」 「調査書を十分に尊重」 「学力検査の実施教科を限定する場合は、対象としない教科を固定しない」	公立高等学校入学者選抜制度研究協議会 ○ 入試科目を基礎 9 教科→英数国+選択教科 (昭和 42 年~44 年) ○ 調査書重視率を 50%(昭和 42 年以降) ○ 学区外入学者の規制(昭和 42 年は 10%) 【資料2・資料7】	

昭和 42 年	<p>※総合選抜 学区単位で選抜し、合格者を均等に振り分ける</p>	<p style="text-align: center;">総合選抜制度導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山梨県高等学校入学者選抜制度審議会 ○ 「山梨県立高等学校通学区域に関する規則」改訂 【資料5】 ・普通科の通学区域は 11 学区。5 複合学区 ・職業学区は全県一学区 ・総合選抜制度導入(昭和 43 年入試～) → 当分の間は甲府一と甲府南 ・国語に作文、英語にヒアリング導入(昭和 42 年) 	
昭和 45 年		<p style="text-align: center;">山梨県の高校進学率 昭和 43 年に 80%突破</p> <p style="text-align: center;">山梨県の高校進学率 昭和 48 年に 90%突破 山梨県の大学進学率 昭和 49 年に 30%突破</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学力検査の改善 ・英数国 3 教科 ・国 70 分。英数 60 分
昭和 50 年		<ul style="list-style-type: none"> ○甲府学区総合選抜 3 校になる (甲府一・甲府南・甲府二) 	
昭和 52 年	<p style="text-align: center;">大学共通第一次学力試験開始 (昭和 54 年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○吉田学区総合選抜導入 (吉田・富士河口湖) ○甲府学区総合選抜 4 校になる (甲府東が入る) 	
昭和 57 年		<p style="text-align: center;">推薦入試導入</p> <p>農業科で定員の 10%</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学力検査の改善 ・英数国理社の 5 教科 ・国 55 分。他は 45 分 ○推薦入試は面接
昭和 59 年	<ul style="list-style-type: none"> ○文部省局長通知 「生徒の居住地によって高校受験の機会が大きく異なることのないように」 	<ul style="list-style-type: none"> ○小笠原学区総合選抜導入 (巨摩・白根) ○甲府学区総合選抜 5 校になる (甲府昭和入る) 	
昭和 61 年		<ul style="list-style-type: none"> ○推薦入試の拡大 農業科は定員の 20% 工業科と家政科は定員の 10% 	

昭和 62 年	○臨時教育審議会答申 「学校選択の機会に対する配慮に欠け、それが子どもの自主的精神や個性の伸長を妨げている」	○推薦入試の拡大 商業科が定員の 10%	
平成 1 年		○東山梨学区総合選抜導入 (日川・山梨・塩山)	
平成 3 年		○推薦入試の拡大 工業科と家政科は 15% 農業科と商業科は 20%	
平成 6 年		○推薦入試の拡大 専門学科は一律 30% ○全日制再募集の導入	○再募集 ・作文、面接、一般入 試学力検査結果など
平成 8 年		高等学校整備新構想 ・「より柔軟に、より個性を」 ・総合学科や単位制普通科設置 ・専門教育学科を増設 ・地理的条件や学校数、受検機会などを考慮し、全県一学区 入学者選抜制度審議会答申 ・学区外定員の拡大 ・普通科への推薦入試導入	
平成 9 年	○中央教育審議会第二次答申 これまでの教育は「形式的な平等を求めるあまり、一人ひとりの能力・適性に応じた教育に必ずしも十分配慮がなされなかった」と指摘し、「子どもたちや保護者の主体的な選択を尊重」することを求める。	○総合学科・単位制で推薦入試	○専門教育学科に傾斜配点
平成 10 年		○学習指導要領改訂…「生きる力」の育成 「総合的な学習の時間」新設 ○市町村合併の推進	

平成 12 年	<p>○行政改革推進本部の規制緩和委員会報告 「公立高校の通学区域の弾力化も、教育の個性化・多様化を進める上で極めて重要」</p>	<p>○普通科と専門教育学科に推薦入試導入</p>	
平成 14 年	<p>○「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」改正 ・公立高校の通学区域の設定を規定していた条文(第 50 条)を削除 【資料6】 ・通学区域の設定等は各都道府県教育委員会の自主的な判断に委ねる。</p>		
平成 15 年		<p>新しい高校づくり課題研究協議会 「通学区域については、拡大する方向が望ましい」との報告</p>	
平成 17 年		<p>入学者選抜制度審議会答申 「全県一学区制」導入 「前期募集」「後期募集」導入</p>	
平成 19 年		<p>全県 1 学区制度導入</p> <p>○通学区域の拡大＝全県一学区 ○総合選抜制度の廃止 ○入学者選抜制度の改善 ・受検機会の複数化 ・複数の評価尺度による選抜 ・特色ある学校づくりの推進</p>	
平成 21 年	<p>○学習指導要領改訂 授業時数の増加</p>		
平成 23 年		<p>高校審議会 「中高一貫教育」 「入試制度の検証」</p>	

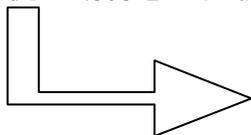
小学区・総合選抜制度から全県一学区制へ

小学区・総合選抜制度(昭和43年入試から)

- 制度導入のメリット
 - ・ 教育の機会均等
 - ・ 学校間格差がない
 - ・ 地域の学校を育成する
 - ・ 全体として高校教育の水準を上げる
 - ・ 生徒の通学の負担は少ない
 - ・ 新設高校の育成

- 制度のデメリット
 - ・ 生徒の学校選択は無視される
 - ・ 学校の特色づくりができない
 - ・ 学校内格差がある
 - ・ 生徒の期待感や愛校心、自主性がなくなる

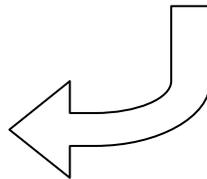
【資料8】



小学区・総合選抜制度の課題への対応

- 生徒の学校選択 → 地域順位方式(昭和59年)
↓
希望制(平成6年) 【資料9】
推薦入試・コース制・単位制の導入
- ↑
- 学校の特色づくり
- 学校内格差 → 教育課程の工夫

全県一学区制の導入(平成19年入試から)



- 新入試制度導入の基本的な考え方
 - ・ 全ての生徒に学校選択幅を平等に増やし、複数回の受検を可能とする。
 - ・ 生徒の特性や進路希望に応じた学校選択を可能にする。
 - ・ 前期募集と後期募集を実施する。

【資料10・11】

現行の入試制度

全県一学区制

- 生徒が自分の特性や進路希望に応じた学校選択が可能
- 生徒が主体的な学校選択から、将来を見つめて意欲的に学習する

【冊子資料】

全日制前期募集

- 自己推薦入試
- 出 願: 1月下旬
- 入試実施: 1月末～2月初旬
- 発 表: 2月中旬
- 出願条件: 条件 A(主として学習活動) 【資料12】
条件 B(主として体育・文化面での部活動)
条件 C(主として生徒会活動やボランティア活動)
- 募集人員: 普通科は定員の 10～30%
専門教育学科は定員の 20～40%
職業に関する学科は定員の 30～50%
総合学科は 20～40%
- 検 査: 面接は全ての学校で実施
作文、特技、個性表現は各校の判断で実施
- 選抜方法: 調査書の記録と面接と学校の定めた検査の成績で選抜

全日制後期募集 定時制募集

- 出 願: 2月中旬
- 入試実施: 3月初旬
- 発 表: 3月中旬
- 募集人員: 募集定員から前期募集の入学内定者を減じた数
- 学力検査: 国語、社会、数学、理科、英語(リスニング含む)
配点は各教科とも 100 点
専門教育学科、コース指定は傾斜配点あり
時間は国語 55 分。他は 45 分
定時制は面接もある
- 選抜方法: 調査書の記録と学力検査の成績で選抜
定時制は面接の結果も入れて総合判定する

再募集

- 出願資格: 全日制は①後期募集か定時制学力検査を受検している
②県内公立私立高校のいずれにも合格していない
定時制は公立高校への入学許可予定者は出願できない
- 検 査: 全日制は面接と作文または新たな学力検査
定時制は学力(国語・数学・英語)検査と面接
- 選抜方法: 調査書の記録と再募集検査の成績で選抜